

新事業展開支援資金(先端設備)チェックリスト

①要件チェック

先端設備等導入計画

- 市町から先端設備等導入計画の認定を受けている。
- 「4 先端設備等導入の内容」に申請設備が掲載されている。 ※裏面参照
- 「5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法」に記載されている資金額以内である。
※承認額以上の融資等計画と異なる場合は「理由を示した書類」を提出してください。

②提出書類チェック

共通事項

※ 裏面の「金利」を参照してください。

【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書（様式第1号）
※令和元年5月より「金融機関担当者」欄などを追加しました。
- 先端設備等導入計画の認定書の写し（変更がある場合は変更認定書の写し）
- 先端設備等導入計画認定申請書の写し一式
（変更がある場合には変更承認申請書の写し一式）
- 見積書 ※契約前の見積書を添付してください。
※各計画の資金計画との整合性を確認願います。
- 決算書 直近2年分
（貸借対照表、損益計算書、（販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表）
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【保証協会の保証を付ける場合】

- 保証承諾書類一式

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月以内までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写しまたは定款の写し ※登記情報提供サービス不可、必ず登記官の印があること
- 納税証明書（原本） ※裏面の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期が記載があるもの。
- 印鑑証明書（原本）

個別事項

【承認された金額以上等計画と異なる融資を申請する場合】

- 理由を示した書類

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

※ 裏面に「注意事項」を掲載しています。

新事業展開支援資金(先端設備)チェックリスト

金利 (固定金利のみ)

基準金利	2.07%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 0.80%の場合 正: 融資利率:0.4% 利子補給率:0.4% 誤: 融資利率:0.33% 利子補給率:0.47%
融資利率	1.6%以内	
利子補給率	0.47%以内	

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階	053-458-7123

申請のポイント

先端設備等導入計画

4 先端設備等導入の内容

ポイント1: ここに設備の記載があるか

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名/型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤/AAA 0123	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
2	三次元測定器/XYZ99	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
3	生産管理システム /ABC55 II	31年 4月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
4		年 月	
5		年 月	

ポイント2: 金額の上限

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

用途・用途	資金調達方法	金額(千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000